

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人も含めて同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

<現状>

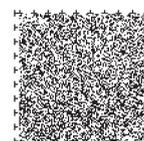
- 視覚障害者や聴覚障害者に向け、都の広報物における点字・音声・字幕・多言語等による情報保障等を実施してきました。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京の観光を楽しむよう、まちなかにピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の設置等を行ってきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- 点字による即時情報ネットワーク事業
(令和4年度の実績)
点字版 実施回数 241回 延配布者数 24,100人
※即時情報：新聞等による最新情報
- 点字録音刊行物作成配布事業
(令和4年度の実績)
都刊行物：年間12種類 1種類につき、点字：723部 録音物：1,130部
- 東京ひとり歩きサイン計画
・整備実績

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
71基	133基	106基	一基	一基

※ 令和2年度末時点で554基を整備（新規設置は令和2年度で終了）





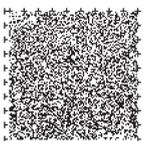
<案内サインのイメージ>

(情報バリアフリーの取組例)

- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対しては、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要があります。
情報の提供に当たっては、相手方の障害特性等を踏まえ、次のような点を充実、配慮する必要があります。
 - ・視覚障害者や聴覚障害者に対する音声・点字や文字・手話による情報提供の充実（例：音声アナウンス、文字表示盤等）
 - ・難聴者（補聴器使用者）等に対する観客席・客席における情報提供の充実（例：磁気ループ等の集団補聴設備の普及）
 - ・色弱者に対する色使いの配慮（例：色の種類、組み合わせ等への配慮）
 - ・知的障害者等に対する意思疎通を円滑にする手法の充実（例：コミュニケーションボード等の普及）
 - ・施設の案内や表示等で使用する文字について認識しやすい大きさやフォントを使用したり、印刷物に見やすさに配慮した活字を活用したりするなどの取組（例：ユニバーサルデザインフォントの活用）

<課題>

- 都の広報物において、手話、音声、字幕、多言語、カラーユニバーサルデザインへの配慮等により、情報保障の充実を更に図っていくことが重要です。
- 誰もがスマートフォン等のデジタル技術を円滑に利用するための支援を行っていくことが必要です。



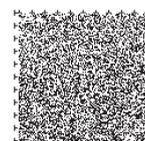
<今後の取組の方向性>

- 情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT 機器等による多様な情報伝達方法により、情報提供を進め、社会参加を促進します。
- これまでも行ってきた「広報東京都」点字版・音声（テープ・デジター※³¹）版の希望者への郵送、特別支援学校等への配布や、知事の記者会見・庁議等における字幕付きライブ配信の実施に加え、都庁総合ホームページ等の機械翻訳の充実により、情報保障の充実を図っていきます。



<庁議における字幕付きライブ配信>

- 伝わる広報の実現に向けて、あらゆる人がアクセスしやすい広報物について検討し、ガイドラインを策定するなど、情報アクセシビリティ確保の取組を推進していきます。
- 高齢者や障害者が、身近なデバイスであるスマートフォンを使いこなせるよう、引き続き、高齢者向けのスマートフォン体験会及び相談会を実施するほか、視覚・聴覚障害者向けには、フォローアップを含めた支援を行っていくなど、デジタルデバイド解消の取組を進めていきます。



(2) ホームページ等による情報提供の充実

<現状>

- 外出に必要な情報が集約されたとうきょうユニバーサルデザインナビにおいて情報を掲載しています。

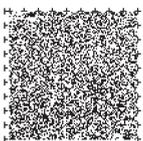


<とうきょうユニバーサルデザインナビ ロゴ>

- 都立・区市町村立施設、鉄道駅の車椅子利用者対応トイレに関するバリアフリー情報をオープンデータ化し、毎年度更新してきました。

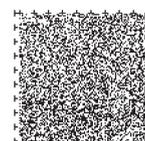
<課題>

- 誰もが必要とする設備やサービスを利用できるためには、情報提供の内容を充実させることが重要です。
- とうきょうユニバーサルデザインナビや東京都オープンデータカタログサイト等の運営を通じた、施設によるバリアフリー情報の発信やオープンデータ化の促進を図るとともに、利用者の視点に立ったバリアフリー情報の一体的な発信に向けて検討していく必要があります。
- 大規模な工事を実施する際には、高齢者や障害者を含む全ての歩行者の安全に配慮し、工事期間中のエレベーター等の位置や視覚障害者誘導用ブロックの敷設場所等のバリアフリー化された動線に関する情報について適切に発信することが必要です。
- 面的なバリアフリー状況が分かるバリアフリーマップ等の作成に向けて、未作成の区市町村等を効果的に支援していくことが重要です。
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズムを更に推進していくことが重要です。



<今後の取組の方向性>

- 全ての人々が、都内の面的なバリアフリー化の状況を検索できるよう、施設管理者の自主的な情報発信・オープンデータ化を促進するとともに、都、区市町村、事業者等が連携した、バリアフリー情報の一体的な発信に係る検討を行っていきます。
- 「だれでも東京」への掲載データを、継続して施設管理者の協力を得て更新していくとともに、オープンデータとして公開していきます。
- 誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、バリアフリーマップの作成やコミュニケーション支援のための機器の導入等、多様な情報伝達方法により情報提供を進めるなど、様々な取組を実施する区市町村を支援します。
- 大規模な工事を実施する際には、歩行者の安全に配慮し、工事期間中のエレベーター等の位置等のバリアフリー化された動線に関する情報について発信していきます。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人々が安心して東京での滞在を楽しみ、快適に移動ができるよう、東京観光情報センターの運営や観光ボランティアの活用などを通じて情報提供体制の充実を図るほか、ウェブサイトを活用してバリアフリー観光情報を提供し、旅行者の様々なニーズに的確に対応していきます。
- 高齢者や障害者等が安心して宿泊施設を利用できるよう、都のポータルサイトの充実や事業者への働きかけなどにより、宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図っていきます。



(3) コミュニケーションにおける支援の充実

<現状>

- 視覚障害者、聴覚障害者、外国人を含めた情報の入手やコミュニケーションが困難な人が、どのような配慮を必要としているかを把握することが重要であり、本人の意向に応じて、情報提供やコミュニケーションの方法を用意して活用する必要があります。
- 手話のできる都民の育成、デジタル技術活用によるコミュニケーション支援、手話言語条例等に基づく普及啓発を行ってきました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

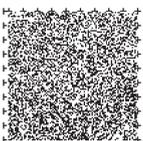
- 手話のできる都民育成事業
令和4年度末時点で、手話通訳者養成事業修了者数は 10,059 名

<課題>

- 手話のできる都民の育成に加えて、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解を深め、手話人口の裾野拡大を図る必要があります。
- 2025年の世界陸上及びデフリンピックを契機に、ユニバーサルコミュニケーション技術^{*32}の開発や社会への普及を促進するため、事業者等と連携し、まちなかや競技会場における技術活用の実証等、これまでの取組を推し進めるとともに、より効果的に技術を社会に浸透させていくため、更なる普及促進策の検討が重要です。

<今後の取組の方向性>

- 手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上を図ります。身近な地域において子供の頃から手話に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が実施する手話に関する先進的な取組を支援することで、手話への興味や理解を深め、手話人口の裾野拡大を目指します。
また、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳等を実施し、都庁内における聴覚障害者の情報保障を推進します。



- 地域の警察活動の拠点となる交番において、手話を行うことのできる警察官の運用、コミュニケーション支援ボードの活用、電子掲示板、地理案内板の設置等により、障害の特性や障害者の心情に配慮した対応を推進します。

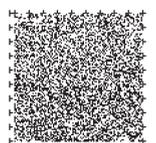
- 2025年の世界陸上及びデフリンピックを契機にユニバーサルコミュニケーションを促進し、国籍や障害に関わらずスムーズなコミュニケーションを実現するため、最新技術の調査・発掘を行うとともに、民間事業者などと連携し、様々な機会を捉えて技術の実証を行います。加えて、スタートアップ企業との連携により、競技の音を擬音で表示するなど、「誰もが大会を楽しめる技術」の開発などに取り組みます。

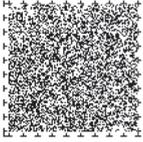


<音声テキスト変換する透明ディスプレイの例>

- 更なるユニバーサルコミュニケーション技術の社会への普及に向け、都有施設の窓口などにおける技術活用を促進するとともに、区市町村、鉄道駅などにおける機器導入を支援します。

また、競技会場等で、デジタル技術を紹介するなど、大会を通じて東京の先進技術を国内外に発信します。





【施策の体系】

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

(1) 障害者・外国人等への 情報提供体制の整備

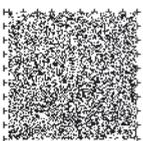
- 72 視覚障害者向け都政情報の提供(広報東京都の点字版・音声版等)
- 73 都庁総合HP等における機械翻訳の充実(都庁総合ホームページの運営)
- 74 字幕付きYouTubeライブ配信
- 75 消費生活情報の提供(東京くらしねっとCD版)及び
字幕入り消費者教育DVDの作成
- 76 外国人に対する生活情報等の提供
- 77 点字録音刊行物作成配布事業
- 78 点字による即時情報ネットワーク事業
- 79 視覚障害者用図書製作貸出事業
- 80 字幕入映像ライブラリー事業
- 81 視覚障害者ガイドセンター運営事業
- 82 点字や音声コードを活用した情報バリアフリーの推進(納税通知書)
- 83 点字や音声コードを活用した情報バリアフリーの推進
(水道料金・下水道料金の請求書等)
- 84 デジタルデバイドの解消
- 再掲 赤ちゃん・ふらっと事業
- 85 外国人滞在支援対策
- 86 在住外国人等の子供を対象とした安全に関する啓発
- 87 観光案内所の運営
- 88 観光ボランティアの活用
- 89 東京ひとり歩きサイン計画
- 再掲 ターミナル駅における乗換え案内等の充実に向けた取組

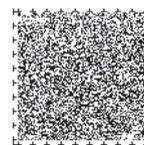
(2) ホームページ等による 情報提供の充実

- 90 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用
- 91 バリアフリー情報のオープンデータ化
- 92 データ利活用の推進
- 93 TOKYOパラスポーツ・ナビの運用
- 94 ウェブサイトによる情報発信
- 95 バリアフリー情報発信支援事業

(3) コミュニケーションに おける支援の充実

- 96 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 97 手話のできる都民育成事業
- 98 手話人口の裾野拡大支援事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業)
- 99 障害者の意思疎通のための情報保障機器等開発支援事業
- 100 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業
- 101 デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業
- 102 失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- 103 交番等における手話技能取得者の活動
- 104 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮
- 105 ユニバーサルコミュニケーションの促進
- 106 ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業
- 107 情報保障機器の普及促進事業



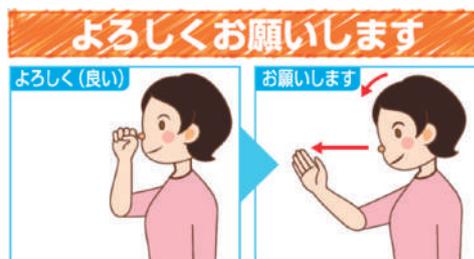


コラム⑧ 東京都手話言語条例の制定と普及啓発の取組 (東京都福祉局障害者施策推進部)

東京都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、条例を制定し、令和4年9月1日に施行しました。



<手話の「こんにちは」>



<手話の「よろしくお願いします」>

■条例の概要

条例は全15条から構成されており、1条に目的、2条に基本理念、3条から5条までに都の責務、都民及び事業者の役割、施策の推進について規定しています。

また、6条から14条に都の基本的施策の方向性を規定しています。そして15条に手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものと規定されています。

目的(1条)

- ・手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与する

基本理念(2条)

- ・手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、一人一人があらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行う

都の責務・都民及び事業者の役割・施策の推進(3条～5条)

- ・都は、区市町村等と連携し、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境を整備する(3条)
- ・都は、手話を必要とする者が都政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行う(3条)
- ・都民及び事業者は、条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努める(4条)
- ・都は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進する(5条)

基本的施策(6条～14条)

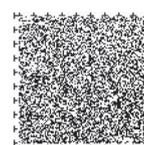
- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 学習機会の確保等(6条) | (2) 相談支援体制の整備及び拡充(7条) |
| (3) 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等(8条) | (4) 事業者への支援(9条) |
| (5) 学校における支援(10条) | (6) 医療等サービスにおける環境整備(11条) |
| (7) 手話の普及啓発(12条) | (8) 手話に関する調査研究(13条) |
| (9) 災害時における措置(14条) | |

財政上の措置(15条)

- ・都は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

附則

- ・3年後、施行の状況等を検討し、措置を講じる



■普及啓発の取組

東京都では、条例に基づく手話に関する取組が進むよう、様々な普及啓発を行っています。

○ 条例や手話に関するポスター・リーフレットの作成

「東京都手話言語条例」の施行に当たり、条例や手話に対する理解の促進、手話の普及のための啓発リーフレット・ポスターを作成し、区市町村、都内の小中学校・高校や民間事業者、その他関係機関へ配布するとともに、HPにも掲載しました。

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/shuwagengo_jourei.html)



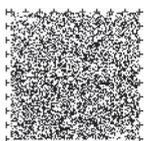
<普及啓発ポスター・リーフレット>

○ 手話言語フェス in TOKYO 2022 の開催

都民の手話に関する理解を深め、手話を体験し、手話への関心を高めることを目的に令和5年2月11日に「手話言語フェス in TOKYO 2022」を開催し、1,364名の方に御参加いただきました。



<手話言語フェスin TOKYO 2022>



○ 「話そう！手のことば～おもてなしの手話 BOOK」等の作成

リスザルをナビゲーターに起用し、簡単な手話や身近な会話文、聴覚障害者へのサポート方法などを学べる内容の冊子、リーフレットを作成し、都内公立小学校や児童館などに配布するとともに、HPにも掲載しました。(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/koho/index.html)



<話そう！手のことば～おもてなしの手話BOOK>



<話そう！手のことば～はじめての手話～>



その他にも、大学生向け手話普及イベントの開催や手話通訳者等の養成を行うなど、手話を使用しやすい環境づくりの推進に取り組んでいます。



コラム⑨ ユニバーサルコミュニケーションの促進 (東京都生活文化スポーツ局)

2025年、世界最高レベルの陸上競技の祭典である世界陸上競技選手権大会と世界中のデフ（耳がきこえない）アスリートが集う、デフリンピックが東京で開催されます。

両大会は、世界中から様々な人が東京に集まり、新しい出会いが広がるコミュニケーションの場です。都は、両大会を契機に「いつでも・どこでも・誰とでも」つながる街・東京を実現するため、日々進化するデジタル技術などを活用し、「ユニバーサルコミュニケーション」の取組を推進しています。

様々なデジタル技術の例



<音声を多言語で文字化する透明ディスプレイ>



<競技音を擬音で表示する技術>

令和5年11月には、デフリンピック2年前を契機に、若年層が集まり、新しい文化の発信地である原宿のカフェにおいて、デジタル技術を活用して言語を“見える”化し、きこえる・きこえないに関わらず誰もがつながることができるコンセプトカフェ「みるカフェ」を期間限定でオープンし、多くの方にきこえないスタッフとの新たなコミュニケーションを体験いただきました。

今後も、両大会の開催に向け、優れた最新技術の調査・発掘を行うとともに、庁内各局や民間事業者などと連携し、様々な機会を捉えて技術の実証やPRを行うほか、スタートアップ企業と連携した、音が見える、音を感じる競技会場の実現に向けた技術開発などの取組を進め、共生社会の実現につなげていきます。

取組の具体例



<CEATEC2023におけるPR
(令和5年10月17日～20日開催)>



<きこえないスタッフとの
新たなコミュニケーション体験
「みるカフェ」
(令和5年11月15日～26日開催)>

(写真出典：株式会社方角)

